

東日本大震災 「被災者生活再建支援法」について

2011年5月10日
全国災対連共同支援センター

大震災発生以来、全国の仲間からの物心の支援改めて感謝申し上げます。この間被災地への緊急支援物資の配送や救援ボランティアの派遣等に全力を挙げて取り組んでまいりました。5月の連休には、数百人の救援ボランティアが被災地で「お片づけ隊」などで奮闘した報告が来ています。引き続き救援ボランティア派遣の取り組みをお願いするものです。

さて、被災者の生活再建にむけて被災者生活再建支援金の早急な満額支給が急がれるところですが、財源問題などを理由にめどがたっていません。いま被災者本位の生活再建、地域復興にむけた運動も重要になってきています。支援制度の概要と動向を参照のうえ、支援制度改善の取り組みをさらに強化していただくようお願いいたします。

I、「被災者生活再建支援制度」の制度

同制度は、家屋の損壊程度に応じて、支援金が支払われる制度です。全壊世帯には、最高で300万円(基礎支援金100万円、可算支援金200万円)。大規模半壊世帯には250万円(基礎支援金50万円、可算支援金200万円)が支給されます。この財源は国と都道府県が折半で「基金」が作られ、支給されます。

今回の大震災では、液状化によって被災した家屋は大規模半壊、床上浸水しやむを得ず解体した場合は全壊とするなどの弾力的な適用となっています。

II、「被災者生活再建支援制度」をめぐる動向

さて、政府は第1次補正で当面する被災地への財政的支援策を決めました。この補正では、被災者生活再建支援金に国負担分の約520億円が計上されていました。現在、同制度を運用する「基金」には、約538億円となっています。第1次補正での520億円を加えても合計約1060億円程度です。政府は、当面基礎支援金の100万円を先行支給することを想定しています。しかし、東日本大震災の被災状況は大規模です。5月上旬現在で全壊世帯は7万8千戸以上です。報道によれば必要な支給総額は8500億円以上になります。

このような財源不足の下で、被災者から申請が出ているものの、可算支援金の支給は滞ったままです。政府も都道府県も財源問題では対立状態です。

さらに問題なのは、今年度が「被災者生活再建支援制度」の見直しの年です。これまで同制度の改善①支援額の引上げ②半壊世帯への支援額を③国の財源を3分の2以上に、とする署名運動を全国災対連は取り組んでいます。しかし政府(松本防災相)は、「被災者生活再建支援法」の支給上限額300万円は引き上げない方針を明らかにしました。野党の自民党も公明党も500万円引上げを掲げていますし、日本共産党も社民党も引上げを明らかにしています。

III、取り組みの強化

以上の情勢を踏まえて、全国災対連はこれまで取り組んできた支援制度改善を求める「署名」運動を東日本大震災被災者とともに大規模に取り組むことが重要であると判断し、「署名用紙」を増刷し、加盟団体への送付する準備ははじめます。加盟団体へは近日中に必要枚数申込み書を送付しますので、積極的な対応をお願いします。

以上